



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第62号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により東北地方太平洋沖地震受入被災者生活支援（地域政策課） 2
金の交付の対象等を定める告示

告 示**島根県告示第255号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、東北地方太平洋沖地震受入被災者生活支援金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成23年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

東北地方太平洋沖地震受入被災者生活支援金（以下「支援金」という。）

2 交付の目的

平成23年東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）により被災し、被災地から避難し島根県内に居住した者に対し、当面の生活費の一部を補助することにより、その者の生活再建を支援することを目的とする。

3 交付の対象となる者

次に掲げるいずれかの要件に該当する者で、支援金の交付を申請した日から2週間以上の期間島根県内の賃貸借住宅その他知事が特に認める住宅（以下「住宅等」という。）に居住する見込みのあるものとする。ただし、体育館その他の避難所、親類知人宅、ホームステイ等により一時的に避難している者は、住宅等に入居した時点で交付の対象とする。

(1) 東北地方太平洋沖地震により、居住していた住宅が全壊、半壊等の被害を受けたため居住できなくなった者

(2) 福島第1及び第2原子力発電所の事故により避難措置及び屋内退避措置を講じられたために居住していた住宅に住めなくなった者

4 交付の額及び回数**(1) 交付の額**

1回の交付申請につき一世帯当たり15万円とする。ただし、世帯の構成員が1名である場合は、1回の交付申請につき7万5千円とする。

(2) 交付の回数

交付は一世帯当たり2回を上限に行うものとする。なお、2回目の交付は、1回目の交付日から2週間以上経過した日以後に行うことができるものとする。